

牛久市教育委員会 12月定例会会議録

1. 日 時 平成28年12月19日(月)午後2時15分
2. 場 所 市役所本庁舎 第3会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・後藤 雅宣・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子
4. 委員以外
の出席者 次長 飯野 喜行
次長 杉本 和也
教育総務課 課長 川真田 英行
指導課 課長 村松 美一
放課後対策課 課長 吉田 茂男
文化芸術課 課長 手賀 幸雄
生涯学習推進室 室長 横瀬 幸子
中央図書館 館長 関 達彦
スポーツ推進課 課長 齋藤 勇
教育総務課 課長補佐 富田 真幸
教育総務課 課長補佐 戸塚 美幸
指導課 課長補佐 山口 明
指導課 指導主事 原 成彦
文化芸術課 課長補佐 永沼 智子
生涯学習推進室 室長補佐 山越 義弘
スポーツ推進課 課長補佐 飯島 美博
スポーツ推進課 課長補佐 高橋 頼輝
指導課 指導主事 原 成彦
放課後対策課 中島 和枝
5. 欠席者 教育部長 川井 聡
教育総務課 学校建設対策監 佐藤 孝司
教育総務課 課長補佐 森田 明
教育総務課 課長補佐 高野 裕行
6. 会議録署名人 後藤 勝宣
7. 議 題 議案第41号 牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の制定について
議案第42号 牛久市奨学基金条例施行規則の制定について
議案第43号 牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第44号 牛久市学校評議員運営規定の一部を改正する訓令について
議案第45号 平成28年度牛久市教育委員会点検・評価について
諮問第 5号 牛久市教育支援委員会への諮問について
8. 報告事項 報告第19号 牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例について

教育長	<p style="text-align: center;">(あ い さ つ)</p> <p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 後藤 雅宣 委員を指名する。</p>
教育長	<p>それでは、議案第41号「牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の制定について」、議案第43号「牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則について」及び議案第44号「牛久市学校評議員運営規程の一部を改正する訓令について」、関連する議案ですので事務局より一括して説明をお願いします。</p>
放課後対策課長	<p>議案第41号「牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の制定について」、まずご説明申し上げます。</p> <p>議案第41号は牛久市におけるコミュニティスクールの運用に際して、学校運営協議会の運営に関し必要な事項について教育委員会の規則で定めるものであり、委員会の同意を求めるものであります。なお、詳細につきましては担当の中島よりご説明いたします。</p>
放課後対策課職員	<p>それでは、牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則についてご説明させていただきます。</p> <p>第1条につきましては、ただいま吉田課長のほうからお話がありましたので省略させていただきます。</p> <p>第2条協議会の目的についてでございます。「協議会は、牛久市立学校の学校運営に関して、牛久市教育委員会及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営の参画等を促進することにより、学校と地域住民等との相互の信頼関係を深め、協働して子どもの学びを支え、子どものこれからの時代を主体的に生き抜く力や学力を育み、市民協働による学校づくりを実現することを目的とする。」と規定しております。</p> <p>続きまして、第3条指定。これ以降につきましては、少し省略させて説明させていただきます。第3条指定についてですが、教育委員会は協議会を設置する学校として指定いたします。指定の期間は2年といたします。ただし、再指定を妨げないということです。</p>

第4条は委員についてですが、協議会の委員は地方公務員法第3条第3項の規定による非常勤の特別職といたしまして、教育委員会が任命または委嘱いたします。1号から5号に書かれてありますのでご覧ください。委員の定数は20人以内とするということで、20人というのは少し多いかもしれませんが、いずれ中学校区ということで学校運営協議会を指定していく場合もありますので20人という数にしました。一般的には多分12人、13人から15人になることが多いかなというふうに思っております。

次に、第5条の任期についてですが、委員の任期は任命または委嘱の日から1年とし、再任を妨げない。ただし、再任は3回を限度とする、となっております。ですから最長で4年の任期というふうに任期を定めております。

第6条の会長及び副会長につきましては、協議会に会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出いたします。

第7条会議につきましては、こちらは会長は校長と協議の上、協議会の会議を招集し会長が議長となる。そのほか、議長の役目等について示してございます。

第8条守秘義務等につきましては、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするとし、その他してはならない行為について示してあります。

第9条報酬及び費用弁償につきましては、委員の報酬及び費用弁償については牛久市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによるということで、先ほどの12月の議会で議決されましたとおり1日3,000円ということで示してあります。

第10条は委員の解任ということですが、教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは委員を解任することができるとし、1号から4号に該当事項を示してあります。

第11条は基本方針等の承認についてです。校長は法に基づきまして協議会の承認を得なければならない内容について1号から4号に示してあります。これは、法に基づいてですので必ずしなければならない項目になります。

第12条は協議会が教育委員会に対し意見の申し出をするとき、そして第13条は協議会が運営等において参画すべき内容について項目を示してあります。

第14条は教育委員会及び校長の情報の提供及び説明について、そして第15条は教育委員会の協議会に対する指導及び助言について書かれています。

第16条は教育委員会が設置校の指定を取り消す場合について、その該当事項について示してございますけれども、設置校の指定を取り消すときは1号でまず協議会としての合意形成が行えないようなとき、それから2号には協議会として活動の実態がないと認められる場合、そして3号にその他設置校の学校運営に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合は設置校の指定を取り消すというふうに示してあります。

<p>教育総務課長</p>	<p>第17条は庶務について、庶務は設置校において処理するということと、第18条はこの規定に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定めるということでございます。</p> <p>以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、ただいまの議案第41号と関連いたしますので、議案第43号、44号について説明申し上げます。</p> <p>まず、議案第43号につきましては、牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則についてでございます。資料のほうは議案第43号をごらんください。</p> <p>学校管理規則の第17条の2第1項に次のただし書きを加えるということで、今まで学校管理規則では17条の2で「学校に学校評議員を置く」というふうにされております。これについてその後ろに、「ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を設置した学校については、この限りではない」という形で、学校運営協議会を設置した場合は学校評議員を置かなくてよいというような規定にしたものでございます。</p> <p>続けて、議案第44号についてご説明させていただきます。議案第44号は、牛久市学校評議員運営規程の一部を改正する訓令についてでございます。</p> <p>学校評議員運営規程の新旧対照表のほうをごらんいただくとわかりやすいと思います。第2条の設置場所のところには現行の条文では「評議員を、学校等に置く」という形で表記されております。これにつきまして、改正案といたしましては「評議員を、学校等に置く。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を設置した小学校及び中学校については、この限りでない」という形での表記としております。学校運営協議会を設置した場合には学校評議員を置かなくていいという形の表記とさせていただきます。以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第41号、43号、44号について質問がありましたらお願いします。</p>
<p>後藤委員</p>	<p>議案第41号の部分ですけれども、3枚目以降、牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の第16条、一番最後のページになります。16条(1)で「協議会としての合意形成が行えないと認められる場合」には、教育委員会が設置校の指定を取り消さなければならないという、かなりきつい厳しい表現になっているわけですけれども、(1)のこういうケースが行えないと認められる場合というのは例えばどのような場合なのでしょう。どういうことがあり得るのでしょうか。</p>

<p>放課後対策課職員</p>	<p>学校運営協議会は、必ず各校の応援団であって、校長先生の方針に基づいてそれを実現するためにあるものなのですが、そこで運営協議会のメンバーからいろいろな意見が出た場合にどうしても学校側との意見が合わないときとか、運営委員同士でもうまく合意形成が行えないようなときに、これが著しく学校運営に支障を来すという場合と同じような状況になると思うのですが、そういうときには指定を取り消すことができるとしています。第2項のところと、第3項のところをお読みいただきますと、簡単にこれを取り消すのではなくて、このような状況があったときには教育委員会に校長は指定の取り消しを申し出るのですが、「教育委員会は指定の取り消しに当たっては、校長と連携して、協議会に対し必要な指導及び助言を行い、その運営改善に努めなければならない」というふうにあります、十分な指導をしたにもかかわらずどうしても合意形成が行えないときに限って指定を取り消すということになります。</p>
<p>後藤委員</p>	<p>ありがとうございました。ご説明は理解できたのですが、第16条の取り消さなければならないという言い方が適切なのかどうかというのは、ちょっとイメージができないんですけども、もしこれよりもいい表現があればご検討いただきたいと思いました。</p> <p>この後「取り消さなければならない」の表現について議論有り。</p>
<p>放課後対策課長</p>	<p>この上位法に当たる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、その条文の中で「教育委員会は学校運営協議会の運営が著しく適性を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合においてはその指定を取り消さなければならない」と法律のほうでそれを規定されているものですから、やはりここでは同じように表現しておくべきかと思います。</p>
<p>後藤委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>芦田委員</p>	<p>資料の最初の1ページ目ですが、教育委員会によって指定されるという協議会について、これはどの段階で、要するに年度の変わりでその学校を指定していくのか、年度の途中でも指定されることがあるのか。その場合においては、各学校に今現在任命されている評議員の方たちがいますよね。その方達については、こういった形でどなたが対処されていくのか教えてください。</p>

放課後対策課長	<p>まず、学校運営協議会の指定ですけれども、これは年度の初めとか年度の途中とかというような規定はございません。ですから、年度の途中で指定される場合もあるかと思えます。ただ、運営上は1年間のことを考えますと2月及び3月ごろに指定をして、翌年度の問題を3月中に議題として承認をいただいて、新しい校長先生が4月から学校運営をするというのが理想だと思いますので、2月または3月ごろの指定が一番運営上はベターなのかなというふうに考えられます。それに関連して、学校評議員の現在の位置づけですけれども、学校評議員に関しては、教育総務課長から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>学校評議員については、任期が1年、再任を妨げないと規定してあるだけで特にいつからいつまでというのは条文には書いてありません。通常、3月の定例会で議題として上げさせていただいて、4月から委嘱させていただくのが通例となっております。</p>
教育長	<p>理想は2月、3月だけれども途中でも可能だということでしょうか。</p>
放課後対策課長	<p>法律上は、途中でも可能ですので。だから理想としては2月、3月ごろに設置したいということです。それに伴って学校評議員は置くということになっているものを、ただしということで今度無くすわけですから、自動的に職は失職するものだと思います。</p>
芦田委員	<p>その場合に、要するに私も今、現段階で関わらせていただいているんですけれども、評議員の方たちは今のところ全然この話には関わっていないので、この運営協議会の中に評議員の方たちがどんなふうに関わってくるかの説明も含めて認知していただかないといけないと思います。そういうことは校長先生がされるのか、または教育委員会のほうでされるのか、どのように考えているのでしょうか。</p>
放課後対策課長	<p>奥野小と牛久二中の例でもそうなんです、コミュニティスクールを導入するに当たりましてコミュニティスクール推進委員会というのを立ち上げて、まず準備会としての事前の勉強ですとか周知徹底等を図っております。そういった中に評議員さんにも参加していただきながら、お互いの役割の違いですとかそういうものをご理解いただいて、そのまま運営協議会委員になっていただくのか、またはおやめになっていただくのかというのは、そういった中で話が進</p>

<p>芦田委員</p>	<p>んでいければと思っております。</p>
<p>教育長</p>	<p>わかりました。</p> <p>では、私のほうからもお願いがあります。第11条なんですが、今課長がおっしゃったように2月から3月に教育目標をつくって、来年はこういうこといいですかってこの協議会に諮って了解をもらうというような形でいくと思うのですね。今までは校長先生がつくって地域の方はそれを手伝うという形から、一緒に教育目標をつくっていった一緒にどんな子供を育てるかというビジョンを共有するというのが一番のこれまでとの違いだと思いますので、ぜひ4月に校長先生がつくって地域に出すのではなくて、つくる課程で地域が入るところが11条だと思いますので、その辺の周知の徹底をよろしくお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第41号「牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の制定について」、議題第43号「牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則について」及び議案第44号「牛久市学校評議員運営規程の一部を改正する訓令について」、出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第42号「牛久市奨学基金条例施行規則の制定について」及び報告第19号「牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例について」、関連する案件ですので一括して事務局よりお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案第42号及び報告第19号について一括してご説明申し上げます。順序が逆なんですが、まず条例のほうですので報告の第19号からご説明申し上げます。資料のほうごらんください。</p> <p>報告第19号は、牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましては、今回、平成28年第4回市議会定例会に議案第84号として上程いたしまして議決されましたのでご説明申し上げます。</p> <p>子供の貧困問題が叫ばれる中、本市の奨学金利用者については増え続けまして、平成27年度一般奨学金が16名、交通災害遺児等奨学金2名の合計18名。平成28年度は一般奨学金30名、交通災害遺児等奨学金が1名の合計31名となっております。また、奨学金の原資につきましては、基金の運用から生じる収益を充当することになっていましたが、現在の低金利において運用益</p>

だけでは賄い切れず一般会計からの補填をしている状況でございました。奨学金受給者にとって、より利用しやすい奨学金制度とするため条例の改正を行ったものでございます。

主な改正内容についてですが、2枚目のところをめぐっていただくと、主な改正内容ということでございます。まず、(1) 番一般の寄附金以外に牛久応援寄附金条例に基づく寄附金、ふるさと牛久応援寄附金になります。この寄附金を基金の原資にできるようにしました。ということでございます。

加えて、これまで果実運用型ということで利子を奨学金に充ててまいりましたが、(2) 番奨学金の給付に充てる場合に限り基金を処分できるような形といたしました。

改正点の3番、給付の額を増額いたしました。こちらにありますとおり、一般奨学金が年額7万2,000円だったものを年額12万円に。交通災害遺児等奨学金、これについては年額3万6,000円だったものを年額6万円に改正いたしました。このあたりの金額につきましては、文科省のほうで2年に1回行っている子供の学習費調査という調査がございまして、その中で学校教育に係るお金として大体年間24万円ぐらいかかっているというデータがございましたので、その半分程度を目安として12万円。もちろん金利の状況も見定めた上でそういった決め方をしたものでございます。高校での学習費ということ考えた場合にそのぐらいかかるということで、半分を見込んだものでございます。

あわせて今回出しておりますが、奨学基金条例の施行規則を制定いたしました。こちらにつきましては、受給要件の部分について今回改正を行っておりますが、こちらの規則のほうに表記する形といたしました。要件といたしましては、経済的に困窮しているという条件について、生活保護法第6条1号に規定する被保護者または被保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者ということで、別に運用しております要保護・準要保護、就学援助のほうの基準と同等で見るという形で運用としたいと考えております。加えて、交通災害遺児等奨学金について、これまで交通災害だけだったものを交通災害のほかに疾病による原因によって死亡または高度障害となったご家庭も見るという形で規定したいと考えております。加えて、その学業の部分なんですが、受給要件について学校での勉強に対する態度の部分を重視する方向へ向かいまして、表現を「素行が優秀で勉学に熱心に取り組んでいること」ということで学業が優秀という表現ではなくて素行が優秀という形に改めました。加えて、支給回数をこれまでの年1回だったものを受給者の利便性を考えまして年2回に改正いたしました。加えて、支給決定等の手続の様式を規則の中で規定しました。

以上のような変更を行いたいと考えております。規則のほうが今ご説明してしまいましたが、議案の第42号として今回出させていただいております。

まず、1ページのほうなんですが第2条、こちらについては奨学基金の原資

	<p>としてご寄附いただいた篤志家の名簿、これについて条例に規定してあったものを今回規則のほうに移しております。今後、寄附があった場合も条例改正ではなく規則の改正で対応できる形というふうにいたしました。</p> <p>それと、第3条については受給者の条件でございます。1項の1号のほうで高等学校または高等専門学校に進学というのを対象にしております。2号のほうで先ほど申しあげました、要保護・準要保護のラインで奨学金の支給をする。3号のほうで素行が優秀で勉学に熱心という要件といたします。加えて第4号でこれまでもありましたが在学する学校長の推薦という形といたしました。卒業する前ですので、中学校の校長先生になります。</p> <p>第2項のほうが交通災害遺児等奨学金の部分でございます。これについては、これまでと変わったところは第1号のほうに「市内の小中学校に在学する児童生徒で、その保護者等が交通事故」とありますが、その後ろに「、疾病または負傷により、死亡していること、または著しい後遺障害」ということで、疾病の要件も加えたという形となっております。</p> <p>加えて、4ページ以降、様式関係を今回規定した形で支給の際の学校側の推薦書並びに支給の決定通知書及び不支給とした場合の決定通知書が載っています。8ページが支給停止する場合の通知書等を様式として入れ込んでございます。説明は以上であります。</p>
石井職務代理者	<p>3ページ第8条のほうなんですが、奨学金の支給を停止する受給者についてになります。実際の受給の決定の際には勉学に熱心に取り組んでいることというふうに説明があったんですが、こちらの支給停止のほうの(1)の文のほうには「学業成績または素行が不良となったとき」と言っただけで、学業成績が不良となった場合は支給が停止になるということで、確認よろしいでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>この部分は、学業成績ということで一応文言は残してあるんですが、成績で幾つ以上とかいう見方ではなく、どちらかというと著しく悪いという状況とあと学校に行っていないという状況をチェックさせていただきたいかなと考えております。全く成績も著しく悪くても学校に行っていればいいというふうには考えてはいないんですが。</p>
石井職務代理者	<p>文言には載っていないまでも、そうしたことを含んでいるというふうに理解をすればよろしいですか。</p>
教育長	<p>最初のほうは、学業成績優秀というのを取ったんですよね。後ろは、それを</p>

<p>教育総務課課長 補佐（富田）</p>	<p>取り残してしまったということではないのでしょうか。この学業成績または素行が不良になったことのここは、以前は、支給条件に学業成績優秀ってありましたものね。</p> <p>例えばこういうことは極端ですが、オール1ですとか、進級できないほど成績がよくないとか、そういった場合でも奨学金支給についてどうなんだろうかということで、そういう条文にしました。</p>
<p>後藤委員</p>	<p>条例のほうで削除してしまった以上、この条例で使っている言葉をこっちに持って来れば規則のほうもわかりやすく、つまりは「勉学に熱心に取り組む姿勢が見られず素行は不良になったとき」とかにすれば、よいのではないのでしょうか。勉学に熱心に取り組んでいなければ単位を落としたり留年したりということになるんでしょうし。</p>
<p>教育長</p>	<p>先ほどの学校評議員のときは、上位の条例をそのまま下へ落としていますよね。同じように条例が、素行が優秀で勉学に熱心に取り組んでいるというのが支給の条件だったら、素行が優秀でなくなって勉学にも熱心に取り組めなくなったと、そのときにはだめだよという話が今、後藤委員からありました。どうでしょうか。条例のような形で少し支給の停止の部分（1）のウを直していただくということはいかがでしょうか。</p>
<p>芦田委員</p>	<p>それに付け加えてなのですが、一般奨学金については、休学したときには支給停止となりますが、交通災害遺児等奨学金のほうは休学しても継続してもらえるのでしょうか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>はい。こちらは、受給の要件が、そもそもその成績とか勉学云々というところが最初の受給要件のときにありませんので。</p>
<p>教育長</p>	<p>休学していてもずっともらえるということでしょうか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>もちろん、著しく必要性を感じない場合に、支給停止にする条文は「その他奨学金を必要としない理由が生じたとき」というのが一文ありますので、そこで支給停止にしていくと思います。</p>

芦田委員	わかりました。
教育長	それでは、支給の停止について（１）のウの学業成績というところを条例のような文言にここを取りかえるということでどうでしょうか。
教育総務課長	はい。そうしましたら、「素行及び勉学に取り組む姿勢が不良となったとき」という表現でよろしいでしょうか。
杉本次長	条例のほうは、第６条で受給者の要件について「奨学金の受給者の要件は、教育委員会規則で定める」というふうになっています。ですから、この教育委員会規則の中で定めればいいことなので、それであればこのウのところ、もし学業成績を変えるのであれば、この部分を「勉学に熱心に取り組む姿勢または素行が不良となったとき」というふうにすれば、そこでは読めるんじゃないかなと思いますので。そこだけの訂正ということでよろしいでしょうか。
教育長	それでは、訂正ということで、賛成の委員は挙手をお願いします。 議案第４２号について、出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第４５号「平成２８年度牛久市教育委員会点検・評価報告書について」、事務局より説明をお願いします。
教育総務課長	議案第４５号「平成２８年度牛久市教育委員会点検・評価報告書について」、担当総務課補佐より説明申し上げます。
教育総務課課長補佐（富田）	それでは、平成２８年度牛久市教育委員会点検・評価報告書についてご説明いたします。 こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項に基づき、牛久市教育委員会ではその権限に属する事務の管理及び執行状況について、みずから点検・評価を行っております。この点検・評価の結果

	<p>につきましては、報告書を作成し議会に提出するとともに、公表しなければならないことになっております。あわせて、26条の2項で教育委員会は前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の意見の活用を図るものとするということで、外部評価の規定が盛り込まれております。こちらにつきましては、一番後ろなんですけど27年度の事業に対しまして東京大学大学院教育学研究科の大桃敏行先生に評価を依頼いたしまして、こちらの評価をいただいております。なお、様式につきましては一部昨年と変わりがまして、各事業で事業推進に対する自己評価という項目を設けまして、A、B、C、D、Eの5段階評価で各課のほうで事業に対する評価を行うことを新たに今年度より取り入れました。以上でございます。審議のほうをお願いいたします。</p>
<p>後藤委員</p>	<p>外部評価のところで、48から49ページの「講師の招聘については再検討の段階に入ってきているものと考えられる」続けてその段落の後ろのほうに「本市は協働的学びの授業研究に取り組み成果を上げてきたが、あわせて各教科の講師の招聘による事業研究の充実も検討が必要であろう」というふうに評価をされていますが、免許更新などの場合もそうなのですが、教育学と教科学というふうに分けて語られるのですが、実際的には、例えば学びの共同体というものを標榜する以上、教科というのを切り分けて語ることというのは現実的ではないと思っています。そこでお伺いしたいのは、今お世話になっている佐藤先生のところ、協働的な学びを前提とした各教科の研究などをやっている講師の方々を招聘するというようなことというのは、これまでどうだったのかということと今後どうなのかということが一つです。</p> <p>それから、もう一つは、牛久の場合にはその協働的な学びのある意味その実績のようなものが現われ始めているのだと思うのですが、そういう背景を受けての市単位での免許更新講習の実施などというのは不可能なのかと。例えば今言ったような、協働的な学びを前提とした数学教育であったり美術教育であったりなんていうことを免許更新の際のメニューとしてここで実施をして、牛久で少なくとも教壇をとっていただく小中学校の先生たちには免許更新の際にはそれを受講してもらおうことで、各教科の協働的な学びを理解していただくということも可能になっていくのかなと思うますので、しかるべき部署の方々にその市町村単位で免許更新をやっている、事実やっているとところがあるんですけども、やっているその近隣市町村なんかの状況なんかをちょっと調査いただければと思います。以上、2点です。</p>
<p>教育長</p>	<p>実は、先週ひたち野うしく小学校で国語の文科省の教科調査官が来まして、ひたち野うしく小の授業を見ていただいたわけですが、そこを目指してひたち</p>

	<p>野うしく小は指導案を書き、プレ授業を繰り返し行ってそれを見ていただくわけです。その授業を見て文科省の教科調査官の方がこういうふうにしたらいいのではないかというような講評をいただくということをやっております。それはそれですばらしくて、教科の専門性があるということは今日の授業のように子供たちを学びに引きずり込むのも大事だと思いますが、毎日毎日、日常の授業を見るとそこにいろいろな子がいます。そういう現実の中で、どう国語の授業の学力を高めるかとなると、なかなかそこは一致しない現実があり得まして、そこを埋めるために私たちはその学びの共同体というのをやっている現実があります。ですから、学びの共同体をやりながら一つは仲間の力で学ぶ。もう一つは教科の力で学ぶということが大事でありまして二つを兼ね備えた外部指導者に教わるのが一番私たちの場所にとってはいいかなと思っております。教科学力だけとか人間関係やコミュニケーションづくりだけというふうに分けないうで、授業の中で両方立てていけるというようなことを改めて整理して、後藤委員のおっしゃるように市内独自で講習ができればなと思っておりますが。対象者はどういう形になるかということ、有志の勉強会などを行っている市町村もあるんです。その市独自で外部の指導者を呼んだりして勉強会という形もあるんですが、牛久はまだそこまでは進んでいないものですから、きっと今後の検討材料になっていくというふうに感じます。指導課長つけ加えることがありますか。</p>
<p>指導課長</p>	<p>今おっしゃったとおりで、ここで評価いただいておりますけれども、現在来ていただいている講師の先生方の中にも当然教科が専門というようなことでいただいておりますし、今教育長からお話ありましたように文科省なり県なりのほうからその他の講師も招聘している状況でございますので、その中でもう少し整理しながらわかりやすく評価のほうに生かしていけたらと考えております。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、諮問第5号「牛久市教育支援委員会への諮問について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。</p> <p>本議案について非公開の賛否を諮る。</p> <p>全員賛成のため非公開に決定。</p> <p>(非公開)</p>

教育長	<p>以上で、非公開を解除します。</p>
教育長	<p>続いて、予定価格 1 3 0 万円以上の工事計画及び予定価格 1 0 0 万円以上の教育財産の取得について説明をお願いします。</p> <p>教育総務課 平成 2 8 年度奥野小学校消火栓改修工事 概算設計額 12,200,000円 奥野小学校の消火設備の更新</p> <p>生涯学習推進室 平成 2 8 年度中央生涯学習センター給水ポンプユニット交換工事 契約額 1,933,200円 中央生涯学習センターの水道設備の給水ポンプの故障及び老朽化によりポンプ 2 台を緊急交換</p> <p>放課後対策課 平成 2 8 年度児童クラブ空気清浄機購入 契約額 2,835,000円 児童の感染症対策のため、オゾン燻蒸によるウイルス殺菌が可能な空気清浄器を購入 購入台数 4 台 設置場所 奥野小児童クラブ 1 台 岡田小児童クラブ 3 台</p>
教育長	<p>本日の議事は終了いたしました。</p>
教育長	<p>各課からの報告をお願いします。</p>
飯野次長	<p>私のほうからは、前回の定例会でご説明をさせていただきました来年度の予算について簡単に状況のほうだけお話させていただきます。</p> <p>今年度と来年度の比較で約 1 0 億円近い予算要求がオーバーしているという話をさせていただきましたけれども、現在財政課のほうの査定を各課要求の金額から受けていまして、集計しますと約 8, 0 0 0 万円ぐらまで縮められたという表現が正しいかどうかわかりませんが、1 0 億円近い額から 8, 0 0 0 万円まで予算が縮められてきてしまっているという状況です。ですので、例えば</p>

教室のほうに入れるICT関係のそのタブレット端末ですとか、そういう電子機器の部分、あるいは施設で言いますと岡田小のプール改修ですとか、以前も計画のほうをお示しさせていただきましたけれどもそういった部分。あるいは第一幼稚園の旧園舎の解体、そういったものも先送りという処置がとられています。あとは神谷小、岡田小のグラウンド改修ですとか、いろいろな面で先送りというところで予算全落ちしているような状況です。また、学校以外でも生涯学習センターの各生涯学習センターのトイレ改修ですとか、あとは体育施設の維持管理費、あるいは中央図書館の屋上防水、そういった部分も予算が大分査定を受けて苦しくなっています。きょうは午前中、学校のほうに行ったときにも子供たちの学ぶ環境、人的な面もサポートによって大分改善されるという話を聞きましたけれども、人件費についても非常に厳しい状況で査定を受けています。26日には、一応メンバーによる予算編成会議というのも予定をされていまして、そこで今の現状額について説明を受けるような形になります。通常は大枠についてこの辺で見えてくるのですが、どうやら予算は年越しそうな状況で非常に厳しいというところなんです。限られた予算の中で教育委員会は最大の行政効果を発揮するように、ここまでというところまで予算の確定に向けて動いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私のほうからは以上です。

杉本次長

私からは、平成28年度の第4回定例会、これが去る16日に閉会したんですが、12月の6日から8日までの3日間で議員から一般質問を受けました。お手元に資料これあると思うんですけども、それをちょっとご覧いただきたいのですが、議長を除いて全部で21人の議員のうち11人の議員から全部で教育委員会関係で47件の一般質問がございました。網掛けしてありますのは、市長が答弁したものでございまして、各課が全部を説明するとなかなか時間が足りませんので、主なものだけ今回のこの質問事項に対する答弁の内容につきまして説明をいたします。

文化芸術課長

それでは、文化芸術課のほうから報告をさせていただきます。

文化芸術関係については、3人の議員の方から質問がありまして、内容は全てシャトーカミヤを日本遺産にするための取り組みということで、小松崎議員、守屋議員、柳井議員、3議員から質問が出ております。主には、日本遺産を認定するための要件であるとか、その効果。それから、市としてどのように取り組んでいくのか。今後どのように進めていくのか。それから、費用はどのように予算化していくのかというようなことを中心に質問をされて答えております。牛久の場合、シャトーカミヤ単独で日本遺産というのは、なかなか規模的に広がりがないものですから難しい状況ですので、現在当課としましては山梨

<p>指導課長</p>	<p>県の甲州市と交渉を持ちまして、向こうでは勝沼ぶどう園が有名なのですが、そちらのほうにも宮光園という近代化遺産がございますので、そういったものとコラボして二市で申請をするように今準備をして進めているところです。主な質問事項は以上でございました。</p> <p>指導課です。指導課のほうでは、藤田議員、須藤議員が主な質問となっております。藤田議員のほうからは、学校教育についてということで市が設定している目指す子供の姿に向かわせるための具体的な施策ということでご質問がありました。こちらとしましては、事業を通して全ての子供たち一人一人を救うことを念頭に置いて事業改善に努めている、そのために教職員の資質向上のための研修に力を入れていますというようなお答えをさせていただきました。また、須藤議員のほうからは教育センターきぼうの広場が非常に機能的であるというご指摘の中で、具体的にどのようなことが行われているかというご質問がございました。特に引きこもり対策等がありましたので、卒業生がボランティアとして活躍しているご様子を紹介したり、さまざまな関係機関との連携についてお話させていただきました。ただ、課題としてということがありましたので、課題としてはやはり発達障害へのニーズが年々高まっておりまして、そういった専門家を任用していく人員配置、それから人材育成、このあたりが課題であるというような答弁をいたしました。以上でございます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>続いて、教育総務課になります。教育総務課には7人の議員の方から質問がありました。石原議員、表では抜けてしまっているのですが藤田議員に3項目めとして胃がん撲滅に向けてということで尿中ピロリ菌検査を中学2、3年生でやったらどうかという質問がありました。あと、守屋議員、尾野政子議員、池田己実夫議員、中根利兵衛議員、長田麻美議員の7名です。主だったものをご説明いたします。</p> <p>まず、石原議員のご質問ですが、ICT化の推進ということで国で児童生徒3.6人に1台のパソコンの整備というのを目標として現在の基本計画の中で掲げられておりますが、牛久市の場合は12.1名に1台という割合で、県内44市町村中43番目になってしまっているという状況から、ICTの推進を図るべきであると考えがいかがかというご質問です。お答えにつきましては、近隣の状況等もある程度語った上で、近隣ですと土浦、つくば、取手、守谷、つくばみらい、稲敷などが大体6、7人に1台という状況まで来ております。そういった状況の中で、今後教育委員会といたしましてはICT整備の基本的な方針を定め、これに沿って電子黒板、モニターテレビなどの大型掲示機器とそこに投影するデジタル教科書を普通教室に持ち込んで授業展開できるタブレット型コンピューター、教師が使用する校務用コンピューターなどの整備を進</p>

めていくために計画的に予算化を進めていこうと考えておりますというお答えをさせていただきました。

続いて、1件飛びまして守屋議員です。守屋議員からは新中学校の状況についてということで、改めて竣工時期、概算予算、あと補助金の額、起債の額等について質問がなされました。まず、竣工時期についてですが29年度において建設予定地内の既存建物の取り壊し工事、あと用地造成工事及び建物等の実施設計業務委託の実施を予定しております。30年度、31年度において校舎、体育館、給食室及びグラウンド整備工事を行い32年の4月開校を予定しておりますとお答えいたしました。概算予算についてですが、今までのところで用地費で4億5,200万円、基本設計業務委託で3,335万円程度使っております。これらを含んだ上で総事業費で40億円程度を予定しているというお答えをしております。あくまで基本設計を完了していない段階での概算ですという前提でお答えしております。文科省ほかの補助金の額についてですが、概算事業費から割り出した補助金額といたしまして全体で約7億円程度を見込んでいるということで、校舎、体育館、給食室が2分の1、武道場、グラウンドが3分の1の補助率となっているというお答えをしております。続いて、起債です。借入金の額ですが、起債については総事業費の中で大体26億円程度を見込んでいるというお答えをしております。起債の考え方として、30年、40年と長い間使い続ける建物を建てるに当たって、やはり今の市民のみが負担するのではなく将来の市民も負担していただくことで世代間の負担の公平性が保てるということと、あと起債に対しては5億円程度の地方交付税が見込まれるので優位な事業展開が可能になるというお答えをさせていただいております。

一つ飛びまして、池辺議員についてもひたち野地区の中学校について、整備方針についてということでご質問をいただきました。これにつきましては、これまでのプロポーザル方式での基本設計の業者選定を行ってきた経緯、計画、日付を時系列的に並べながらご説明いたしました。池辺議員のほうからは、一番メインのところは土壤汚染調査を詳しくやらないのかというようなご質問がございました。これについては、今現在牛久市として第三種、農薬の部分だけ全区域にわたって行って不検出であったという状況がございます。それに加えて県のほうに土壤汚染対策法に規定する土地の形質変更届、造成を行うに当たってこれを出しております。県知事は土壤汚染のおそれがあればその命令を出すことができるとなっておりますが、来ていないという旨を回答いたしました。以上です。

中央図書館長

中央図書館、関でございます。中央図書館につきましては、1ページ上から2段目の藤田尚美議員とそれから3ページ目下から二つ目の遠藤憲子議員から質問がありました。

まず、藤田尚美議員につきましては喫茶店の設置についてということで質問がありまして、こちらにつきましては採算性、それから経営の主体をどうするかなど、さまざまな課題を検討した上で飲食店の設置については考えてまいりたいという答弁をいたしました。それから、図書館を子供たちに居場所として発信していく進捗状況という質問でございますが、これにつきましてはさきの定例会において不登校児童生徒のＳＯＳについて藤田議員のほうから一般質問をした際に、市長が図書館に居場所をつくるというような答弁をしたことからの質問でございまして、図書館としましてはもともと利用者の秘密を守るということを宣言していることから、図書館はこういった子供たちの居場所として適した場所であるということで、図書館が行う支援としましてはまずは家から外に出て図書館に足を運んでいただくことが最も重要な第一歩だということで、まずは図書館に来ていただいて、それを図書館としてはそっと温かく見守るといような静かな支援を行ってまいりたいというふうに答弁いたしました。また、それをしながら必要な時期に必要な支援ができるよう教育センターきぼうの広場、あるいは学校などと連携していくということでございます。これに図書館がこういった仕組みに加わることできめ細やかな支援体制が構築できるというふうに答弁をいたしております。

それから、遠藤憲子議員につきましては、図書館の今後はどのような考えで運営していくのかというご質問でございましたので、これにつきましてはただいま図書館の基本計画というものをつくっております、この計画が平成30年度から39年度の10カ年の運営目標というものをつくる予定でございますので、この計画に基づいて利用者サービスの向上を図ってまいりたいという答弁をいたしております。主なものは以上です。

スポーツ推進課長

スポーツ推進課から主な答弁について説明させていただきます。2ページ目、13番須藤京子議員。1番(1)の交流人口の増加の視点からのスポーツ活動ということで、スポーツイベントの活性化についてご質問いただきました。牛久市では4月に野球場がリニューアルオープンし、プロ野球の公式戦や首都大学の野球の試合、高校野球の大会などさまざまな大会が開催されております。また、シティマラソンでは工夫をした結果、小学校低学年も参加できるような種目をつくりまして親子での参加が増加しておりますとお答えしました。今後のスポーツ振興につきましては、するスポーツのみならず、見るスポーツを積極的に実施し、あわせて市の商工観光振興事業と連携することで新しい人の流れをつくり、まちづくりに大きなインパクトを与えることができ、これらを実現するためトップレベルの大会の誘致を初め牛久市のスポーツイベントのさらなる活性化を図ってまいりたいと考えておりますと答弁いたしました。

続きまして、すぐその下になりますが、いきいき茨城ゆめ国体を見据えた活性化ということで、国体につきましては平成31年度に開催が決定しておりま

	<p>して、ことし3月17日に準備委員会を立ち上げております。今後、年度内に実行委員会へ移行する予定でございます。その後、競技運営、宿泊輸送などについては専門委員会を設置し3年後の本大会に向けて準備を進めていく予定となっております。国体開催に向けた機運向上につきましては、実行委員会の中で市民による大会支援運動について専門委員会を設置する予定であります。この委員会の中で茨城県で進めているような花いっぱい運動のような活動を通して国体の開催に向けた機運の向上、PRを考えております。また、各種目の県代表選手などのトップアスリートとの交流は競技スポーツの振興、特に将来のトップアスリートである子供たちへの財産になると考えておまして、競技の指導や体験教室、デモンストレーションなどの企画及び国体のハイレベルな競技を児童生徒に間近に観戦させることや、競技向上のためのアドバイスを行うなどのイベント考えていきますということで答弁をしております。</p> <p>続きまして、3ページの14番中根議員です。武道館の建設方針についてということで、予算、施設、規模等の概要についてというご質問をいただいております。武道施設の建設につきましては、11月に実施設計業務委託1,900万円で発注していたところでございます。この武道施設建設設計に利用者の意見を反映させるため、体育協会及びスポーツ少年団及び武道団体及び中体連の推薦者で構成する武道施設利用意見調査等会議を1月19日に開催しております。予算については5億円、規模大きさについては柔道の試合規格で3面、同じく剣道の規格で4面の確保をできる広さで、500坪程度を目安として計画いたしますということで、場所につきましては先日現地で説明させていただきましたが、体育館の東側を予定しております。スケジュールにつきましては、実施設計の完了を来年10月末、29年のうちに建設工事を発注し、31年9月に開催される国体空手道競技に余裕をもって臨めますよう30年の12月末までの竣工を目指しております。</p> <p>続きまして、最後に利根川議員のほうからいろいろなニューススポーツのご質問をいただいたところですが、現在は国体に向けていろいろな設備の改修を行っておりますと、それを最優先に行っておりますので、ニューススポーツ、オリンピックに追加になります種目とかそういった施設の整備につきましては国体以降、いろんな計画を立てて整備を検討してまいりますという答弁をいたしました。スポーツ推進課は以上です。</p> <p>教育長 時間がありませんので、各課からの報告は資料をご覧になって下さい。次回より各課からの報告について質疑の時間を設けたいと思います。</p> <p>教育長 以上で12月定例会を終了いたします。 次回の定例会は、1月23日月曜日、市役所本庁舎第3会議室、13時30</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	分からの開催となります。よろしくお願いいたします。
--	---------------------------